

# 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援に関する検討会報告書

滋賀県は、家族等支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、障害児者本人が濃厚接触者となり単身で過ごすことが必要となった場合等、新型コロナウイルス感染症への感染や感染のリスクから通常の障害福祉サービスでの対応が難しくなった際に、地域の支援者等を調整し緊急的に支援ができる体制を確保するとともに、自宅での過ごしが困難になった場合に一時的な生活の場の確保を行う等、必要な支援を実施する事業を立ち上げました。(別紙参照)

このことに伴い、大津市障害者自立支援協議会では、「新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者の支援に関する検討会」(略称コロナプロジェクト)を立ち上げ、大津圏域で当該事案が発生した際の本事業の対応方針と具体的対策の検討を行い、対応策をまとめましたので、報告します。

## \*プロジェクトメンバー

大津市障害福祉課、大津市保健所、大津市新型コロナウイルス対策室、滋賀県障害福祉課、大津市社会福祉協議会、大津市介護支援専門員協会、生活支援センター、ステップ広場ガル、障がい児者相談支援センターみゅう、地域生活せぽーとセンターじゅぷ

## 1. 事業準備段階

内容	対応策
・支援に入るスタッフの要件はどうするか？	65歳以下で基礎疾患がなく、事前に感染予防の研修を受けた者。本人の任意であること。
・事業に対する理解と協力の周知啓発をどうするか？	①事業説明の当事者用及び事業所用のパンフレットを作成する。 ②当事者に関しては、各当事者団体や通所施設から事業の案内パンフレットを配布する。 ③市内の事業所について、自立支援協議会や障害福祉課から、案内パンフレットを配布する。 ④自立支援協議会のホームページでも事業説明の動画や案内パンフレットを配信する。
・支援者の確保はどうするか？	・対象者への支援者の派遣に協力可能な事業所に事前登録をしてもらう。 ・対象者への直接支援以外の支援なら可能な場合も事前登録をもらう。

	<p>(例) 支援者を派遣することにより人員が不足した事業所への応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、食料等の買い物、配達等の支援</li> <li>・在宅支援または病院内での支援に従事する者の人件費は県の事業費から支給される。</li> </ul> <p>なお、本事業については、支援者にヘルパー等の資格要件は必要なく、対象者を通所施設等で日常的に支援している支援者が在宅等での支援に従事することも可能。</p> <p>単価は日中の時間帯で1時間4千円。</p>
--	--

## 2. 支援調整までの段階

### (事業実施の検討が必要と情報が入った段階)

内容	対応策(5W1H)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者が感染して、事業利用が必要となった場合、どこにまず相談をするのか？</li> </ul>	<p>当事者の支援者が新型コロナウイルス感染症の陽性が発生した場合、障害福祉課に連絡する。事業利用の必要性を判断し、障害福祉課が生活支援センターと調整する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者の定義は？</li> </ul>	<p>濃厚接触者とは、患者の感染可能期間に接触したもののうち、次に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①新型コロナウイルス感染症陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者</li> <li>②適切な感染防護無しに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者</li> <li>③陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者</li> <li>④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者</li> </ol> <p>例えば、休憩室で、マスクをとってご飯を一緒に食べていた。</p> <p>なお、濃厚接触者としてPCR検査を受け、陰性になった場合も、陽性者と接触した最終日から14日間は自宅待機となる。</p>

	<p>*感染可能期間とは、感染症を疑う症状の出た日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から隔離開始までの間をいう。</p>
<p>・要支援者のPCR検査の必要性の判断及び結果の報告はどれくらいの期間かかるのか？</p>	<p>検査の必要性の判断（保健所による積極的疫学調査）は、原則翌日までには行われる。濃厚接触者の検査は翌日～数日のうちに行われ、検査結果は翌日以降に判明する。</p>
<p>・検査の必要性の判断や結果が出るまでの対応はどうか？</p>	<p>・家族が陽性で、本人が検査結果待ちの間は関係している支援者が完全防護（ゴーグル、マスク、手袋、エプロン、ヘアキャップ）をして支援に入る。</p>
<p>・要支援者の情報の収集はどうか？</p>	<p>・生活支援センターと障害福祉課が連携して、関係機関に事業実施にあたって必要な情報を収集する。緊急引継ぎシートの内容確認及び、利用しているサービス事業所のアセスメントシートを提出してもらう。</p>
<p>・事業を適用するかどうか、実施するかどうかの判断は誰がどう行うのか？</p>	<p>対象者の相談があれば、24時間以内に緊急会議を実施。参加者は生活支援センター、障害福祉課、相談支援事業所(普段利用している事業所があれば)、必要に応じて普段利用しているサービス提供事業所。情報の共有を行い、事業の適用の可否を決める。事業の可否は速やかに当事者及び相談者に連絡する。</p>

### 3. 支援調整の段階(事業実施を判断した時)

内容	対応策
<p>・事業を実施するにあたって、要支援者及び家族等に説明と同意を誰がどう行うのか？</p>	<p>行政またはセンターより協議して決まった支援プランを電話等でお伝えする。また、後日にでも書面でも同意したことの確認をいただく。併せて本人の支援のための着替え・薬・余暇グッズ・現金を準備してもらうようお願いする。</p>
<p>・事業を実施するにあたって、要支援者及び家族等に説明と同意が取れない時はどうか？</p>	<p>行政の判断で危機介入として支援を実施する。</p>
<p>・自宅待機の期間は誰がどういう判断で設定するか？</p>	<p>自宅待機の期間は、保健所や医療機関と相談して決める。原則陽性患者と最終に接触してから14日間。</p>

・ 支援チームは何人で最低構成するか？	支援する期間や支援する内容によって検討。最低 3 人以上でチームを組む。
・ 支援者の調整はどうか？	①要支援者が普段利用している事業所に支援を打診。 ②事業に事前登録をしている事業所に支援者の派遣を打診。 ③上記でも調整が難しい場合、障害福祉課と生活支援センターで協議のうえ、派遣者を決定。
・ 支援場所の確保はどうか？また、自宅外で支援するときの送迎はどうか？	・ 原則は自宅。困難な場合は生活支援センターの利用も検討。
・ 要支援者の食事等はどうか？	・ 原則、宅配弁当を注文する。コーディネートは生活支援センターで行う。
・ 要支援者本人が金銭面の管理が難しい場合はどうか？	・ 生活支援センターで一旦管理。
・ 自宅待機期間中、どこまでの支援を提供するか？入浴や掃除や洗濯はどこまでするか？	・ 自宅待機生活を継続するために最低限必要な支援を提供する。
・ 支援者へのレクチャーや説明はどうか？	・ 支援内容や支援方法等に関しては障害福祉課及び生活支援センターから説明。感染対策に関しては医療職からレクチャーしてもらう。
・ 支援者の感染対策はどうか？	・ 支援現場のゾーニングを実施。ケアに当たっては防護服を着用、ケアするたびに手指消毒をするなどのレクチャーを事前に受けておく。
・ 支援者に必要な物品は誰が確保するのか？	・ 支援者に必要な物品（防護服・消毒セット）は県が提供します。

#### 4. 支援中の段階(事業実施している段階)

内容	対応策
・ 要支援者の健康管理をどうか？	・ 健康観察の報告を毎日保健所に行く。
・ 支援者の人は支援中に自宅に帰ってもいいのでしょうか？	・ 基本的には感染対策をした上での対応となりますので支援した人は自宅に帰ってもらってかまいません。ただ、支援中に自宅に帰ることが難しい場合は宿泊場所を確保します。また、その費用は県の事業費が出ます。
・ 支援者を派遣した事業所へのバックアップをどうか？	・ 後方支援の協力に関して事前登録していただいたリストの事業所に派遣協力依頼をする。
・ 支援に入った支援者は自宅待機がどこまで必要か。通常業務にはどの段階で入れるか。	・ 濃厚接触者であるがPCR検査陰性となった対象者が、発症せずに2週間経過した場合、濃

	<p>厚接触による感染はなかったと判断されるため、その対象者を支援していたスタッフもすぐに業務復帰は可能。また、滋賀県としても支援スタッフのPCR検査は必要ないと判断している。</p>
<p>・支援者が感染した場合の保障はどうするか？</p>	<p>・業務中に感染して、労務不能となれば、業務災害として労災扱いとなる。治療費は無料（令和2年9月1日現在）、その間は休業補償と特別支給金で、給料の8割相当が支給される。</p>

